

旭川医科大学国際交流推進センター規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学国際交流推進センター規程の一部を改正する規程

旭川医科大学国際交流推進センター規程（令和5年旭医大達第6号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する副学長</p> <p>(2) センター専任の教員</p> <p>(3) 教育センター長</p> <p>(4) <u>国際・社会連携室長</u></p> <p>(5) 学生支援課長</p> <p>(6) その他学長が指名する者</p> <p>2 センターにセンター長を置き、センター長は、前項第1号に規定する者をもって充て、センターの業務を掌理する。</p> <p>3 第1項<u>第6号</u>の者は、学長が委嘱する。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 前条第1項<u>第6号</u>に掲げる者の任期は2年とする。ただし、補欠の構成員及び追加の構成員の任期は、前任者又は現任者の残任期間</p>	<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する副学長</p> <p>(2) センター専任の教員</p> <p>(3) 教育センター長</p> <p>(4) <u>事務局次長（総務・教務担当）</u></p> <p>(5) <u>研究支援課長</u></p> <p>(6) 学生支援課長</p> <p>(7) その他学長が指名する者</p> <p>2 センターにセンター長を置き、センター長は、前項第1号に規定する者をもって充て、センターの業務を掌理する。</p> <p>3 第1項<u>第7号</u>の者は、学長が委嘱する。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 前条第1項<u>第7号</u>に掲げる者の任期は2年とする。ただし、補欠の構成員及び追加の構成員の任期は、前任者又は現任者の残任期間</p>

とする。

2 前項の構成員は、再任されることができる。

(略)

(庶務)

第7条 センターの庶務は、関係各課の協力を得て、総務課において処理する。

附 則

この規程は、令和6年9月18日から施行し、令和6年8月1日から適用する。

【改正理由】

令和6年8月1日付け事務局改組に伴い、所要の改正を行うものである。

とする。

2 前項の構成員は、再任されることができる。

(略)

(庶務)

第7条 センターの庶務は、関係各課の協力を得て、国際企画室において処理する。